

社会福祉法人 桂・川島児童センター役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桂・川島児童センター定款(以下「定款」という。)
第8条の規程に基づき、社会福祉法人桂・川島児童センター(以下「法人」という。)
役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 定款第8条に規定する報酬は支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 法人役員等が、理事会等に出席するため、その他職務を行うために出張した場合の旅費については、次のように定める。

- (1) 理事会等に出席した場合、5,000円以内
- (2) その他の職務で出張した場合、旅費規程を準用する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、法人役員等の費用弁償に関し必要な事項は理事長が次のように定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。